

横浜市立大学鶴見キャンパスにおける共用実験室利用調整委員会細則

(設置)

第1条 横浜市鶴見区末広町1丁目7番29所在の横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻の施設内（以下「鶴見キャンパス」という。）にある共用実験室の利用調整を行う共用実験室利用調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる鶴見キャンパスの共用実験室について、第6条に規定する共用実験室利用調整申出書をもとに利用調整を行う。

(1) R I 室

(2) 動物実験室

(3) P 2 実験室

(4) プロジェクト研究室

(組織)

第3条 委員会は、生命医科学研究科の教授若干名をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出し、委員会を主宰する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、次年度分の利用調整を行うため、毎年3月に開催する。

2 委員会は、年度途中であっても第7条の共用実験室利用調整申出書が提出された場合は、隨時開催する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(共用実験室利用調整申出書)

第7条 第2条に掲げる共用実験室を利用し実験しようとするときは、その実験を代表する者は、共用実験室利用調整申出書（様式1）を、委員会委員長あてに提出しなければならない。

2 前項の申出書を提出した者は、委員会に出席し、説明または意見を述べることができる。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(移行措置)

2 総合理学研究科生体超分子システム科学専攻及び国際総合科学研究科生体超分子科学専攻についても、本細則を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

(移行措置)

2 国際総合科学研究科生体超分子科学専攻及び生命ナノシステム科学研究科生体超分子システム科学専攻についても、本細則を準用する。

様式 1

年 月 日

共用実験室利用調整委員会委員長

共用実験室利用調整申出書

次のとおり、共用実験室を利用し実験を行いたいので、利用調整を申し出ます。

実験代表者	所属 氏名 (内線)
使用する 共用実験室	R I 室 ・ 動物実験室 ・ P 2 実験室 ・ プロジェクト研 究室
使用を希望 する期間	
実験計画	
実験題目	
目的	
概要	

利用調整の結果は次のとおりとする。

- 申し出どおりの利用とする。
- 次のとおりとする。
期間
その他
-

年 月 日

共用実験室利用調整委員会委員長